

# 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

社会福祉法人恩賜財団済生会

福岡県済生会福岡総合病院

# 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

社会福祉法人恩賜財団済生会  
福岡県済生会福岡総合病院

## 第一章 総則

### 第1節 目的

済生会福岡総合病院(以下「当院」という)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、福岡県知事の指定を受け、指定地方公共機関となっている。

当院は新型インフルエンザ等対策において、福岡市地域における急性期医療機関としての役割を踏まえ、地域住民が安心して診療を受けられる体制を確保することを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条第1項に基づく本業務計画を作成し、必要な措置を講じる。

### 第2節 基本方針

当院は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、県、地方公共団体及び指定(地方)公共機関等と相互に連携を図りながら、病院が一体となって、これを行うものとする。

### 第3節 業務計画の運用

#### 1) 対象とする感染症と運用

本業務計画は、新型インフルエンザ等に加え、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな呼吸器感染症の流行など幅広い感染症の発生及びまん延を対象とし、状況に即しながら適切に運用する。

また、事態の進展が想定と異なる場合にも対応できるよう、正確な情報に基づいて職員等の安全確保を図りながら、本業務計画を適切に運用する。

#### 2) 発生段階の定義

本業務計画における新型インフルエンザ等の発生段階の定義は、令和6年7月2日に閣議決定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、以下の通りとする。

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等の発生覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実施されるまで
対応期	基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止まで

#### 3) 本業務計画の作成・周知

本計画は院内メンバーで構成される「新型インフルエンザ等に関する院内対策会議」(以下「対策会議」という。)により作成される。

対策会議の議長は院長とし、構成員は副院長、看護部長、事務部長、診療部門代表、感染制御チーム(以下、「ICT」という)メンバーとする。本計画の変更については、最新の知見等に基づく地域での当院の役割分担を基に対策会議で行う。本計画は院内通知等を通じて全職員に周知徹底する。また変更等も同様に院内通知等を通じて全職員へ周知徹底する。

## 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制

#### 1) 平時の体制

対策会議では、新型インフルエンザ等発生時を想定して、診療継続計画に基づき体制の整備、優先診療と流行への備え、職員の健康管理と啓発等について、必要な措置を講ずる。

#### 2) 発生時における実施体制

国内外において新型インフルエンザ等の発生覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められた場合、院長は対策本部を設置し、診療継続計画に基づき、外来及び入院診療体制や職員の健康管理等の検討、各部門の対応について、必要な措置を講ずる。

#### 3) 対策本部の設置

新型インフルエンザ等の発生覚知する以前まで(準備期)は対策会議、新型インフルエンザ等の発生覚知後、基本的対処方針の策定から政府対策本部が廃止されるまで(初動期・対応期)は対策本部を設置する。対策本部の構成員は、対策会議に準じたメンバーで構成され、本部長を院長とし、副院長、看護部長、事務部長、診療部門代表、ICTメンバーとする。その他、必要な構成員については、本部長である院長の判断で選任できる。また、構成員の欠勤を想定して、各構成員は代理者を選任する。

#### 4) 意思決定体制

新型インフルエンザ等発生における診療体制及びその縮小等については対策本部で検討し、本部長である院長が決定する。院長が不在時は、副院長がその代理を務める。

### 第2節 情報収集・共有体制

#### 1) 情報収集

平時より新型インフルエンザ等に関する情報収集をICT及び事務部門等が収集する。

#### 2) 共有体制

収集した情報は速やかにICTまたは事務部門等が院内通知等にて全職員へ周知する。また何らかの対策行動が必要な場合には各部門の責任者会議等で共有し、各部門の責任者が職員に周知する。

#### 3) 職員等の発症状況や欠勤の可能性等の確認方法

各部署の責任者は新型インフルエンザ等発生又は疑い職員の情報を直ちにICTへ報告する。職員欠勤者の多い部署の応援体制及び業務縮小等については診療継続計画に基づき対策本部で必要な措置を講ずる。

#### 4) 職員等への情報提供方法等の検討

新型インフルエンザ等情報は医療関連感染対策委員会及びICT全体会議で報告する。緊急情報などは院内通知等を通じて全職員に通知する。

#### 5) 当院利用者への情報提供

新型インフルエンザ等による診療体制の変更等は、ホームページ上に掲載及び院内掲示、連携医療機関への通達を実施する。

### 第3節 関係機関との連携

#### 1) 地域の連絡会議に参加

福岡市医師会、福岡市地区ICT交流会、感染対策向上加算1連携施設会議など地域の連絡会議に参加し、当院の指定地方公共機関としての役割を平時から担う。

#### 2) 連携機関リスト

機関名	電話番号	備考
福岡市医師会 地域医療課	092-852-1501	
福岡市保健所 感染症対策課	092-791-7081	
九州大学病院 グローバル感染症センター	092-642-5962	
国立病院機構 福岡東医療センター	092-943-2331	第1種感染症指定医療機関
福岡市民病院	092-632-1111	第2種感染症指定医療機関
国立病院機構 九州医療センター	092-852-0700	〃
福岡赤十字病院	0570-03-1211	〃
佐田病院	092-781-6381	感染対策向上加算2連携
桜十字福岡病院	092-791-1100	〃
光武内科循環器科病院	092-047-0023	〃
篠栗病院	092-947-0711	〃
金隈病院	092-504-0097	感染対策向上加算3連携
秋本病院	092-771-6361	〃
西福岡病院	092-881-1331	〃
広瀬病院	092-731-2345	〃
桜十字大手門病院	092-753-3700	〃

#### 3) 発生時における連携

発生時においては行政及び連携機関と電話及びメール等の情報システムを活用し連携する。

#### 4) 都道府県知事等からの職員の派遣要請に対する対応

院長は、都道府県知事等から職員の派遣要請を受けた場合には、院内における調整に基づき、その所轄部署の業務遂行に著しい支障がない限り、適任と認める職員を派遣する。

## 第三章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

#### 1) 特措法に求められる新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容

医薬品、医療機器及び衛生材料は物品管理業者が確保し提供する。また、新型インフルエンザ等発生に備え、日常的に医療機器等の供給制限など不測の事態について協議を行う。

#### 2) 発生時の人員計画の立案

対応期において、患者数の大幅増加及び勤務可能な職員数の減少により、診療制限をする必要性が生じた場合は、診療継続計画に基づき、段階的に外来・手術等の診療制限を開始する。さらに職員の健康管理等の検討、各部門の対応について必要な措置を講ずる。

3) 業務実施に必要となる設備

ゾーニングに必要なパーテーション及び病室の換気に必要なサーキュレーターなどの保守点検・在庫管理を行う。

4) ワクチン接種の検討・実施

院長は、ワクチン接種の登録に関して、行政機関から示される申請手続きに基づき、登録事業者として登録を行う。ワクチン接種を行う際には、最新の知見に基づきこれを職員へ周知するとともに、適切にワクチン接種を実施する

## 第2節 感染対策の検討・実施

1) 感染対策の検討

平時時の基本的な感染対策の徹底と共に新型インフルエンザ等発生時の診療等が効率的に運用できるよう、既存の感染対策マニュアルを最新の知見に基づき随時改訂し、職員へ周知する。

2) 感染対策の実施

平時から職員は手指衛生をはじめとする標準予防策を基本とした感染対策をマニュアルに則り実施する。その実施状況の評価は院内ラウンド等でICTが確認する。

3) 備蓄品の検討・実施

災害用に備蓄している医療資器材や非常食等を確認し、新型インフルエンザ等対策で共有できる資材をリスト化する。対策会議では、必要に応じて備蓄あるいは在庫量の検討を行う。

## 第四章 教育・訓練、点検・改善

### 第1節 教育・訓練

新型インフルエンザ等の発生時などの感染症危機への備えを万全とするために、必要な院内研修をICTが中心となって実施する。さらに、福岡市医師会や福岡市ICT交流会、感染対策向上加算連携施設等と共に新興感染症の発生を想定した訓練の実施を行う。

### 第2節 点検・改善

平時より、業務計画に基づく訓練等を実施し、その結果をふまえて、具体的な計画となるよう随時点検・改善する。

## 附則

平成 28年 3月 1日 策定  
令和 7年 7月 11日 改定